

【すこやか歳時記】

葉月の候



8月の「山の日」が8日(日)に。
翌9日(月)は「振替休日」です。
11日(水)は平日になっています。

先月に続いて8月も特例措置として祝日の移動がありますのでご注意ください。例年は8月11日が「山の日」の祝日ですが、今年は8日に移動されています。さらに当日は日曜日のため、翌9日の月曜日は「振替休日」になります。

この「山の日」は2016年から施行された国民の祝日で、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という趣旨の祝日です。当初はお盆前の12日にする予定でしたが、日航機123便の墜落事故と同じ日になることで反対されて、11日に決まった経緯があります。1985年に520人の犠牲者を出した同事故は、現場が群馬県の御巢鷹山だったこともあり、毎年この日に慰霊登山が実施されています。登山のように仕事でも、到達点を目指した着実な歩みを大切に…。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

いわゆる夫婦共働きの場合の健康保険上の扶養について新たな通達が発せられ、令和3年8月1日より適用されます。

- 収入の高い方の被扶養者とする際の年間収入の考え方を「過去・現時点・将来の収入から今後1年間の収入を見込んだもの」と定義されました。
- 夫婦双方の年間収入の差額が「同程度だった場合」に届出により被扶養者とできるとする内容を、「多い方の1割以内である場合」と明確化されました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210512S0010.pdf>

8月13日(金)～15日(日)まで当事務所は
夏季休業とさせていただきます。



日々是好日カレンダー

| 8月 | AUGUST |
|-----|--|
| 8月 | 葉月・木梁月・秋風月・月見月 |
| 1日 | ・八朔 ・電気使用安全月間 ・水の日 ・食品衛生月間 ・花火の日 |
| 2月 | ・金銀の日 ・博多人形の日 ・パンツの日 ・カレーうどんの日 |
| 3日 | ・司法書士の日 ・はちみつの日 ・ハモの日 ・ハサミの日 |
| 4日 | ・箸の日 ・橋の日 ・吊り橋の日 ・ビアホールの日 |
| 5日 | ・世界ビールデー ・タクシーの日 ・はんこの日 ・はしご車の日 |
| 6日 | ・夏の土用明け ・広島平和記念日 ・太陽熱発電の日 ・WWWの日 |
| 7日 | ・立秋 ・花の日 ・鼻の日 ・機械の日 ・バナナの日 |
| 8日 | ・山の日 ・笑いの日 ・親孝行の日 ・屋根の日 ・洋食の日 |
| 9日 | ・振替休日 ・長崎原爆の日 ・野球の日 ・葉草の日 |
| 10日 | ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 |
| 11日 | ・インスタントコーヒーの日 ・スポーツ中継の日 |
| 12日 | ・国際青少年デー ・航空安全の日 ・太平洋横断記念日 ・配布の日 |
| 13日 | ・月遅れ盆迎え火 ・夏季休業日 ・左利きの日 |
| 14日 | ・専売特許の日 ・国民皆泳の日 ・地球市民の日 |
| 15日 | ・月遅れ盆 ・終戦記念日 ・刺身の日 |
| 16日 | ・月遅れ盆送り火 |
| 17日 | ・プロ野球ナイター記念日 ・パイナップルの日 |
| 18日 | ・高校野球記念日 ・米の日 ・ビーフンの日 |
| 19日 | ・俳句の日 ・バイクの日 |
| 20日 | ・交通信号設置記念日 ・NHK創立記念日 ・蚊の日 |
| 21日 | ・献血記念日 ・噴水の日 ・女子大生の日 |
| 22日 | ・チンチン電車の日 |
| 23日 | ・処暑 ・白虎隊の日 ・奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー |
| 24日 | ・愛酒の日 ・ラグビーの日 ・ポンペイ最後の日 |
| 25日 | ・川柳発祥の日 ・即席ラーメン記念日 ・東京国際空港開港記念日 |
| 26日 | ・人権宣言記念日 ・ユースホステルの日 ・ナミビアの日 |
| 27日 | ・「男はつらいよ」の日 ・日本に原子の火がともった日 |
| 28日 | ・気象予報士の日 ・バイオリンの日 ・民放テレビ放送開始の日 |
| 29日 | ・文化財保護法施行記念日 ・ベルばらの日 ・焼肉の日 |
| 30日 | ・ヤマ金融ゼロの日 ・国際失踪者デー ・富士山測候所記念日 |
| 31日 | ・社会保険料納付期限(7月分) |

《今月の特集①》ワクチンハラスメントについて考える

現在、各自治体において進む新型コロナワクチンの接種ですが、メディア等でも取り上げられているように、職場におけるワクチンハラスメントが増加・横行する可能性が高くなってきています。

ワクチンハラスメントの例



- ワクチン接種しないなら退職届を提出しなさい。
- 接種した人は人事評価や労働条件で優遇する。
- 打たないなら仕事をさせられないから自宅待機しろと言われる。
- 研修は接種が終了した人のみ受けられる。
- 長時間にわたりワクチン接種を強要されるような話を上司にされる。

このようなことが既に発生しているとも報道されており、実際に兵庫労働局には医療機関に勤務する有期契約職員が接種を断ると、契約期間の満了を待たずに病院側が作成した自己都合退職届へのサインを促されたという事例の相談が寄せられており、今後同様の案件が増加することが予想されます。

では会社は従業員に対してワクチン接種を強制できるのでしょうか？

答えは絶対に NGです。会社が強要した場合に、もし、接種後に死亡または重篤な状態となったり、障害等が残った場合は、法的責任を問われる可能性が非常に高いと言えます。

厚生労働省のホームページでも次のように指針が示されています。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html>



職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。

仮にお勤めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。

ワクチン接種ができない人や注意が必要な人

【ワクチンを接種することができない人】

- ・明らかに発熱している人(通常37.5℃以上)
- ・重い急性疾患にかかっている人
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往症のある人

【ワクチンを接種するのに注意が必要な人】

- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- ・過去にけいれんを起こしたことがある人
- ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/receive/>

今後従業員の方の接種が進むにつれ、非接種者に対する従業員間でのハラスメントやいじめ、嫌がらせ、差別等が起きることが予想されます。事前に会社の方針を従業員の皆様へ周知徹底し、トラブルを未然に防止していただきますようお願いいたします。

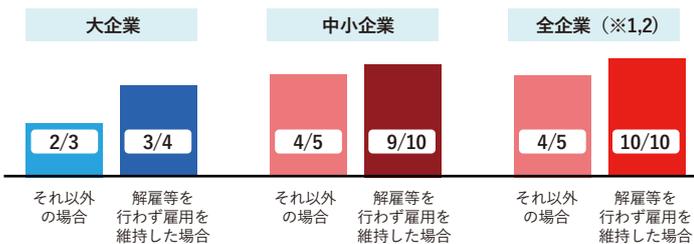
《今月の特集②》5月以降雇用調整助成金の概要

雇用調整助成金の特例措置

新型コロナ特例での雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)が申請できるようになり、1年以上が経ちました。当初、解雇などがなければ、助成率10分の10で支給されていましたが、令和3年5月労働分からは特例に該当しなければ助成率が10分の9へと引き下げられることとなりました。下記に助成率が10分の10になる場合の【業況特例】と【地域特例】の2点を挙げさせていただきます。

助成金 判定基礎期間の初日が令和3年5月以降

(1人1日13,500円(※1, 2の場合は15,000円)が条件)



【※1：業況特例】 売上高等の生産指標が最近3ヶ月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している企業

【※2：地域特例】 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業

注意点

- ・雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も助成対象となります。(その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です)
- ・「解雇等を行わず雇用を維持した場合」は判定基礎期間の時期によって取り扱いが異なる場合があります。

■※1 業況特例の補足

(直近3か月と前年(前々年)同期を比較して売上が30%以上減少した場合)

【申請する労働月が7月労働分の場合】

A: 直近2021年7月、6月、5月の売上

B: 2020年もしくは2019年7月、6月、5月の売上

ABを比較し、30%以上売上減少していることが必要です。

■※2 地域特例の補足

(都道府県知事による営業時間の短縮等の要請に協力した場合)

【対象となる休業等】

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合。

※施設において催物(イベント等)を開催した(又は予定していたが開催できなくなった)事業者に雇用される労働者(開催縮小等がなされる催物に従事する労働者)について休業等を行った場合も含まれます。

業況特例と地域特例については【申請様式・添付資料】が通常の申請書とは異なっています。申請様式を選択(ダウンロード)する場合は十分ご確認ください。

下記【申請様式ダウンロードページ】をご参考ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

(厚生労働省)

まとめ

今後の新型コロナ特例期間の延長については、7月8日緊急事態措置区域として東京都が追加されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続することが予定されています(7月14日現在)。そして10月以降特例期間が延長されるかは、8月、9月の雇用情勢を踏まえ検討することとなっています。最新の情報をお知りになりたい場合は担当者までご連絡ください。

健康保険法が改正（令和4年1月1日施行）

✓ 傷病手当金の支給期間の通算化（治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障が可能へ）

《支給期間について》

【現行】支給開始した日から最長1年6ヵ月まで

【改正後】支給期間を通算して最長1年6ヵ月まで

《傷病手当金の概要》

被保険者が業務外の事由により療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として支給される制度。

✓ 任意継続被保険者制度の見直し（生活実態に応じた加入期間の短縮化の観点から、任意脱退が可能へ）

《資格喪失事由について》

【現行】

- ・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ・就職して健康保険等の被保険者になったとき
- ・後期高齢者医療の被保険者になったとき

【改正後】追加：被保険者からの申請

《任意継続被保険者制度の概要》

健康保険の被保険者が退職した後も選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることが出来る制度。

Quiz&Present クイズ&プレゼント

従業員のワクチン接種に関して、下記の(A)~(C)の中から正しいものを選んで下さい。

- (A) 従業員にワクチン接種を強制してはならない
- (B) ワクチン接種をした従業員のみで研修を行った
- (C) ワクチン接種をした従業員を人事面で優遇した

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選でQUOカードをプレゼント!



- ▶ 応募方法：下記メールアドレスに、
 - ①クイズの答えもしくは番号
 - ②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切：2021年8月31日
※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス：mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。



〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[8月版]
No.51

夏バテ解消で、夏場でも快調に。

8月7日は「立秋」で暦の上では秋の始まりです。しかし、実際には猛暑が続いて夏場の真っ只中を実感するシーズンになります。熱中症も増える時期なので、こまめな水分補給を心がけて、感染対策のマスク着用も場合によっては外すなど、こまめな調整が大切です。

また、熱中症などの発症に至らなくても「夏バテ」で体調不良が続くこともあります。その主な原因は、外の暑さと屋内の冷房の温度差による自律神経の乱れや体内の水分・ミネラル不足による脱水症状、食欲不振による栄養不足などが挙げられます。逆に言えば、温度差や水分不足、栄養バランスに気を付けて、しっかり睡眠や休養をとることが「夏バテ」解消策に。暑さに負けずぜひ快調にお過ごしを。



8月の
注意ポイント

- その ① 栄養や休養を心がけて夏バテ解消を！！
- その ② 引き続き感染症対策の行動の徹底を！！
- その ③ 大雨や台風など災害対策も気を抜かず！！